

町 税 の 収 納 状 況

(平成25年 9 月30日現在：単位千円)

税の区分	調 定 額	収入済額	収入率
町 民 税	228,585	89,502	39.2%
固 定 資 産 税	281,743	166,380	59.1%
軽 自 動 車 税	8,346	7,365	88.2%
町 た ば こ 税	37,068	37,068	100.0%
入 湯 税	2,436	2,436	100.0%
計	558,178	302,751	54.2%

一般会計地方債の借入予定額

(平成25年 9 月30日現在：単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額
地 域 医 療 対 策	30,000
町 有 林 保 育	7,700
林 道 整 備	7,500
消 防 整 備	8,600
臨 時 財 政 対 策	178,097
ガ ス 経 年 管 対 策	8,100
総 額	239,997

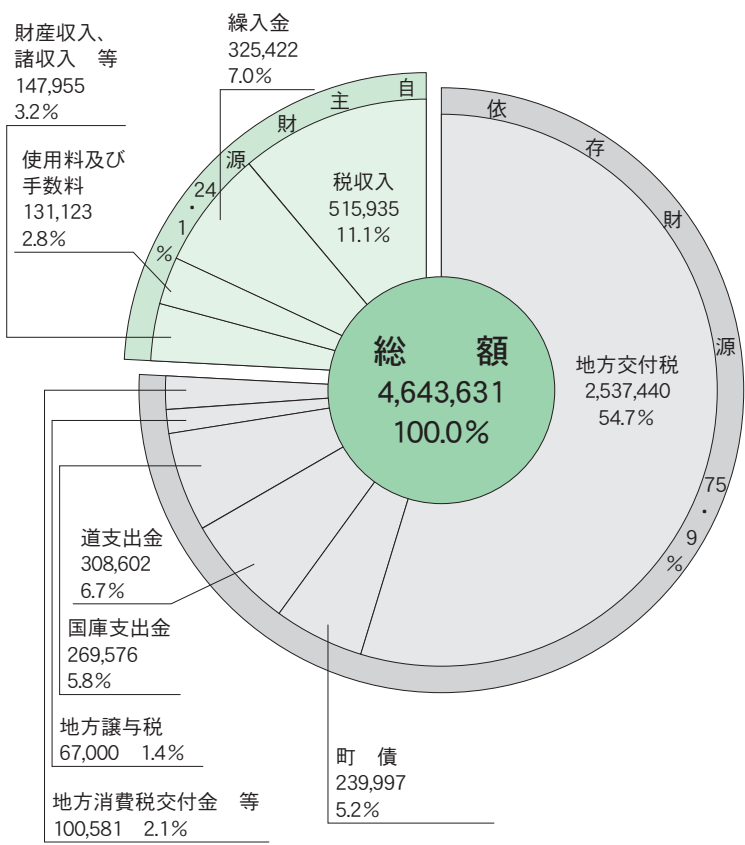
一般会計一時借入金の現在高

(平成25年 9 月30日現在：単位千円)

金融機関からの借入金 なし

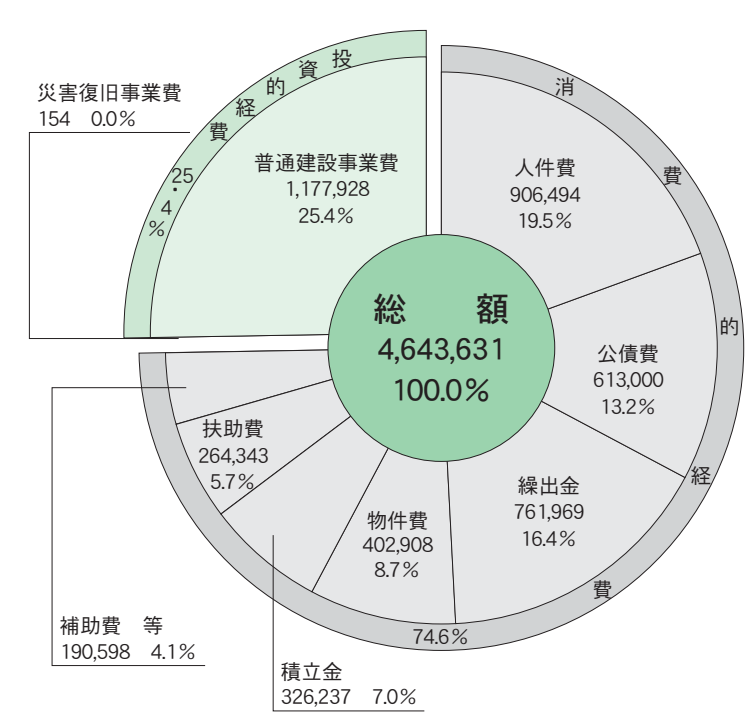
一般会計歳入予算の内訳

(平成25年 9 月30日現在：単位千円)



一般会計歳出予算の内訳

(平成25年 9 月30日現在：単位千円)



一般会計の予算執行状況

(平成25年 9 月30日現在：単位千円)

歳 入	予 算 額	収入済額	執 行 率
総 額	4,643,631	2,698,951	58.1%
町 税	515,935	302,751	58.7%
地 方 譲 与 税	67,000	19,215	28.7%
利 子 割 交 付 金	1,200	591	49.3%
配 当 割 交 付 金	200	155	77.5%
株式等譲渡所得割交付金	100	0	0.0%
地 方 消 費 税 交 付 金	57,000	34,962	61.3%
自 動 車 取 得 税 交 付 金	10,000	6,599	66.0%
地 方 特 例 交 付 金	800	1,070	133.8%
地 方 交 付 税	2,537,440	1,778,818	70.1%
交通安全対策特別交付金	1,000	524	52.4%
分 担 金 及 び 負 担 金	35,268	15,696	44.5%
使用料及び手数料	131,123	63,953	48.8%
国 庫 支 出 金	269,576	66,032	24.5%
道 支 出 金	308,602	23,639	7.7%
財 産 収 入	11,871	7,089	59.7%
繰 入 金	325,422	264,868	81.4%
諸 収 入	57,142	38,883	68.0%
町 債	239,997	0	0.0%
繰 越 金	73,950	73,951	100.0%
寄 附 金	5	155	3,100.0%

歳 出	予 算 額	支出済額	執 行 率
総 額	4,643,631	1,792,442	38.6%
議 会 費	71,266	34,738	48.7%
総 務 費	959,315	218,683	22.8%
民 生 費	815,355	334,532	41.0%
衛 生 費	581,135	293,662	50.5%
労 働 費	1,634	1,196	73.2%
農 林 水 産 業 費	375,372	90,788	24.2%
商 工 費	30,096	22,527	74.9%
土 木 費	598,814	225,467	37.7%
消 防 費	207,731	89,254	43.0%
教 育 費	377,944	173,628	45.9%
災 害 復 旧 費	154	31	20.1%
公 債 費	613,000	307,936	50.2%
諸 支 出 金	8,815	0	0.0%
予 備 費	3,000	0	0.0%

特別会計・公営事業の財政状況

(平成25年 9 月30日現在：単位千円)

	〈歳 入〉	〈歳 出〉	〈収 入〉	〈支 出〉
介 護 保 険 会 計	717,492 (337,902)	717,492 (285,899)	97,545 (47,289)	175,416 (32,534)
国 民 健 康 保 険 会 計	1,033,299 (412,694)	1,033,299 (417,480)	158,252 (78,680)	149,825 (37,608)
後 期 高 齢 者 医 療 会 計	101,479 (36,166)	101,479 (33,075)	677,776 (297,766)	676,049 (276,189)
下 水 道 会 計	313,200 (160,752)	313,200 (140,144)		

※上段は予算額で（ ）は収入・支出済額

特 集 Ⅱ

平成25年度
上半期財政状況



町では、町民のみなさんに平成25年 9 月30日現在の予算の執行および町財政の状況を正しく理解していただくために、地方自治法および町条例の定めによって財政の公表を行っております。

厳しい財政状況の中、地域住民の要望に応え、第3次長万部町まちづくり総合計画の将来像である“みんなでつくろう「おしゃまんべ」～輝くふれあい郷土、協働・教育のまち～”をめざし、各種事業を計画的に展開しております。

町の上半期（4月から9月まで）の予算執行状況の内容は、次のとおりです。



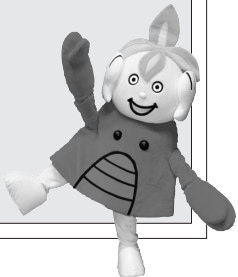
人件費の状況

人件費全体の約67.0%を一般会計が、約24.0%を病院事業会計が占めています。

■人件費の状況（平成24年度決算）

（単位：千円）

全 会 計 合 計	1,264,107
一 般 会 計	847,502
国民健康保険特別会計	15,656
介護保険特別会計	27,263
公共下水道事業特別会計	19,135
ガ ス 事 業 会 計	18,831
水 道 事 業 会 計	32,687
病 院 事 業 会 計	303,033



■人件費の内訳（平成24年度決算）

（単位：千円）

区 分	報 酬	給 料	手 当	共 済 費	合 計
全 会 計 合 計	34,631	582,231	318,446	328,799	1,264,107
一 般 会 計	33,404	381,594	208,771	223,733	847,502
国民健康保険特別会計	31	7,492	4,042	4,091	15,656
介護保険特別会計	1,196	12,638	6,490	6,939	27,263
公共下水道事業特別会計		9,202	4,859	5,074	19,135
ガ ス 事 業 会 計		8,988	4,975	4,868	18,831
水 道 事 業 会 計		15,800	8,271	8,616	32,687
病 院 事 業 会 計		146,517	81,038	75,478	303,033

- 議会議員の報酬や、いろいろな委員の方々などに支払ったものが「報酬」です。
- 職員に実際に支払ったのが、「給料」と「手当」で、議会議員の期末手当も「手当」に含まれています。
- いわゆる社会保険料などとして、町が負担したものが「共済費」です。

職員の給与

職員の給与は、地方公務員法に基づき、国や他の地方公共団体と民間企業の従業員の給与などのバランスを考慮し、町議会の議決を経て条例で定められます。

■初任給（一般行政職）（平成25年4月1日現在）

区 分	長万部町	国
大 学 卒	167,034円	172,200円
高 校 卒	135,897円	140,100円

※国は、臨時特例法により平成24・25年度の2年間に限り表記の額から7.8%削減されています。

■職員に支給されている給料、手当

（平成25年12月1日現在）

給 料	いわゆる基本給です。職務に応じて給料表で定められ、毎月支給されています。								
諸 手 当	<table> <tr> <td>扶 養 手 当 (月額)</td><td>扶養親族のある職員に支給されます。配偶者13,000円、配偶者以外の扶養親族6,500円/人、満16歳～満22歳5,000円/人加算</td></tr> <tr> <td>住 居 手 当 (月額)</td><td>住宅を借り受けている職員に支給されます。月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対して、家賃に応じ、限度額27,000円</td></tr> <tr> <td>管理職手当 (月額)</td><td>課長等の職以上の管理職員に支給されます。医師は71,600円～137,700円、課長等は23,800円～41,600円を支給</td></tr> <tr> <td>期末・勤勉手当 (6・12月)</td><td>給料月額に扶養手当と地域手当、職務の級などによる加算額を加えた額に、6月分は1.9月、12月分は2.05月を乗じた額を支給</td></tr> </table>	扶 養 手 当 (月額)	扶養親族のある職員に支給されます。配偶者13,000円、配偶者以外の扶養親族6,500円/人、満16歳～満22歳5,000円/人加算	住 居 手 当 (月額)	住宅を借り受けている職員に支給されます。月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対して、家賃に応じ、限度額27,000円	管理職手当 (月額)	課長等の職以上の管理職員に支給されます。医師は71,600円～137,700円、課長等は23,800円～41,600円を支給	期末・勤勉手当 (6・12月)	給料月額に扶養手当と地域手当、職務の級などによる加算額を加えた額に、6月分は1.9月、12月分は2.05月を乗じた額を支給
扶 養 手 当 (月額)	扶養親族のある職員に支給されます。配偶者13,000円、配偶者以外の扶養親族6,500円/人、満16歳～満22歳5,000円/人加算								
住 居 手 当 (月額)	住宅を借り受けている職員に支給されます。月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対して、家賃に応じ、限度額27,000円								
管理職手当 (月額)	課長等の職以上の管理職員に支給されます。医師は71,600円～137,700円、課長等は23,800円～41,600円を支給								
期末・勤勉手当 (6・12月)	給料月額に扶養手当と地域手当、職務の級などによる加算額を加えた額に、6月分は1.9月、12月分は2.05月を乗じた額を支給								
通 勤 手 当 (月額)	通勤距離が片道2km以上の職員に支給されます。交通機関利用者は運賃相当額（限度額55,000円）、自動車等使用者は通勤距離に応じた額（2,000円～24,500円）								
時 間 外 勤 務 手 当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給されます。平成24年度の職員1人当たり平均支給年額は126,743円（一般会計決算）								
特 殊 勤 務 手 当	野犬掃とう、有害鳥虫駆除、救急・消火、ごみ処理など危険、不快な勤務に従事する職員に支給します。								
寒 冷 地 手 当 (11～3月)	世帯区分、扶養親族の有無などに応じ、8,800円～23,360円を支給します。								

※このほかにも、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当などがあります。

■特別職の給与

（平成25年12月1日現在）

区 分	給料月額	そ の 他	区 分	給料月額	そ の 他	
町 長	648,000円	職員と同様に、通勤手当と寒冷地手当を支給 期末手当6月分1.9月、12月分2.05月を支給 (左の金額は、減額後の金額です。)	議 長	250,000円	期末手当6月分1.15月、 12月分3.15月 (加算措置15%有り)を支給	
副 町 長	552,500円		副 議 長	205,000円		
教 育 長	522,000円		常任・議連委員長	185,000円		
			議 員	175,000円		

■人件費の推移（決算）

（単位：千円）

区 分	平成19年度 (6年前)	平成23年度 (おとし)	平成24年度 (昨 年)
全 会 計 合 計	1,333,005	1,298,054	1,264,107
一 般 会 計	874,150	870,004	847,502
国民健康保険特別会計	13,426	15,909	15,656
介護保険特別会計	36,133	27,975	27,263
公共下水道事業特別会計	25,378	19,078	19,135
ガ ス 事 業 会 計	31,422	24,068	18,831
水 道 事 業 会 計	32,267	32,196	32,687
病 院 事 業 会 計	320,229	308,824	303,033

6年前と比べ、1年間にかかる人件費は約6,890万円減っています。

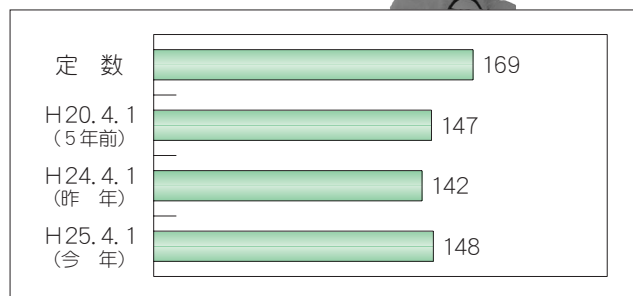
地方公務員法において、人事行政の状況を公表することが義務付けられています。

今月号では、町職員の給与等について広く町民のみなさんにご理解していただくため、おなじみのキャラクターが「人事・給与のあらまし」をご紹介します。

職 員 数

■総職員数の推移

（単位：人）



平成20年～平成25年の5年間で、ほぼ横ばいとなっています。職員の定数と比べると、平成25年は21人（12.4%）少なくなっています。

「定数」は、町の条例で決まっている職員の上限数です。本町は、これまで退職者の補充や適正な人員配置を考え、職員の採用を行い、上図のように職員数になっております。今後も引き続き、適正な定員管理を行います。

職員の勤務時間・休暇

■勤務時間

職員の1日の勤務時間は、7時間45分です。また、一般的な職員の勤務時間は、月曜から金曜までの8：30～17：15までです。そのうち、12：00～13：00までが休憩時間です。

■休 暇

1年につき20日の年次有給休暇が与えられます。また、その年に使用しなかった年次有給休暇は、20日を限度に繰り越すことができます。その他の休暇として、結婚、産前・産後、出産、病気、忌引、夏季、介護の休暇や育児休業制度などが設けられています。

職員の勤務条件は、地方公務員法や労働基準法、その他町の条例や規則により、決められています。

職員の福利厚生

■健康管理

法令により、職員検診や業務に応じた特殊検診などを実施し、病気の予防・早期発見に努めています。また、保健師による健康相談も行っています。

■公務災害補償

民間企業のいわゆる労災に当たる制度です。職員に、職務上の負傷等があった場合、労災と同様に補償されます。

■互助会

職員の福利厚生増進を図るため、職員の互助会として(財)北海道市町村職員福祉協会に加入し、給付・福利厚生事業を実施しています。平成24年度の公費負担金など状況は下図のとおりです。※事業内容については、福祉協会のホームページをご覧ください。
<http://www.hokkaido-ctvfukusikyokai.jp/>

互助会に対する公費負担額	互助会会員数	一人当たりの公費負担額
426千円	143人	2,979円

職員は、市町村職員共済組合に加入しています。

職員の分限・懲戒処分・服務

■分限処分と懲戒処分

分限処分とは、疾病等のために職員が職務をできないなどの場合に行う職員に対する不利益な処分（降任、免職、休職）のことをいいます。

また、懲戒処分とは、法令や職務上の義務に違反したり、職務を怠ったり、公務員にふさわしくない行動があった場合に行う職員に対する制裁的な措置（戒告、減給、停職、免職）のことをいいます。

平成24年度の処分の状況は、右図のとおりです。

■服 務

職員は、地方公務員法により「全体の奉仕者として公共利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」とされ、宣誓しなければならないこととされています。

職員の服務には、その他にも法令・上司の職務命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為・営利企業従事の制限などがあります。

職員の研修

■研 修

職員は、毎年度作成される「長万部町職員研修計画」により、定期的にまたは随時に研修を受け、能力の向上を図っています。平成24年度の研修の状況は、下図のとおりです。

研修の種類	人 数
初級、税務、政策など	22人

※「職員研修計画」による実施分のみ

庁内の研修も、随時行っています。